

新潟市子どもの権利推進計画（仮称）

（素案）

令和●年●月

令和4年10月時点 策定作業中 未定稿

市長挨拶

すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができる
新潟市の実現に向けて・・・

市長写真

令和●年●月

新潟市長 中原 八一

(自筆サインを予定)

目次

1	計画の策定にあたって	
	(1) 計画策定の背景と趣旨	・・・
	(2) 子どもの権利に関する状況	・・・
	(3) 計画策定の基本事項	・・・
	(4) 計画策定の手法	・・・
2	子ども取り巻く現状と課題	
	(1) 子どもに対する意識調査	・・・
	(2) おとなに対する意識調査	・・・
	(3) 子どもの権利が守られていない状況	・・・
	(4) 現状と課題	・・・
3	子どもの権利を守るために	
	(1) 基本理念及び考え方	・・・
	(2) 施策体系・取組の方向性	・・・
	① 子どもの権利の普及・啓発及び学習・研修	・・・
	② 子どもを受け止め、育む環境づくり	・・・
	③ 子どもの権利侵害からの救済	・・・
	④ 子どもの社会参画の促進と意見表明権の確保	・・・
	(3) 施策の進行管理	・・・
4	資料	
	(1) 関連事業一覧	・・・
	(2) 新潟市子ども条例	・・・
	(3) 子どもの権利推進委員会開催状況	・・・
	(4) 用語集	・・・

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と趣旨

日本では、1989年の第44回国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」を1994年に批准しました。子どもの権利を定めたこの条約の趣旨を踏まえ、子どもに関連する法律の改正などが行われ、児童福祉の向上に取り組んできました。

しかしながら、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめなどの重大な子どもの権利侵害に関する事例が現在でも数多く報告されており、新潟市も例外ではありません。

また、2019年に行われた意識調査※においては、「子どもの権利が尊重されている」と回答した子どもは18.7%、「子どもの権利を尊重している」と回答したおとなは31.0%と、子どもの権利が十分尊重されているとは言えない状況が分かりました。

このほか、児童虐待相談対応件数が年々増加していることや、7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあり、中学生の17人に1人が世話をしている家族が「いる」と回答した調査結果もあります。前述のとおり、いじめや子どもが巻き込まれる犯罪も発生しており、このような子どもの大切な権利が侵害されている事象に対し、適切な支援が必要となっています。

新潟市子ども条例は、2021年12月定例会において、議員提案により新潟市議会にて可決・成立し、2022年4月1日から施行されています。

子どもの権利を明らかにし、おとなにはこれを守る責任や役割があることを明確にしたこの条例の趣旨が、子どもを含む市民に幅広く普及していくことが大切です。

そして、この条例が新潟市の子どもに関するすべての施策及び計画の根本となり、全ての子どもが新潟の豊かな自然と人の温もりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持つことができることを目指し、取組を進めていきます。

※（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国市民意識調査」

【新潟市子ども条例の概要】

【条例の目的】

- 子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。

【基本理念】

- 子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利(子どもの権利)として有しています。この権利を実現するために、次の権利が保障されなければなりません。
- 身近なおとなに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に伝えてもらうこと。
- 自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。



子どもにとって大切な権利

安心して生きる権利

- いのちが守られ、尊重される。
- 愛情を持って育まれる。
- 差別又は偏見を受けない。
など

自分らしく生きる権利

- 個人として尊重され、他者との違いが認められる。
- 不平等な扱いを受けない。
- プライバシーが守られる。 など

豊かに生き、育つ権利

- 自分に合ったペースで生活する。
- 学ぶ、遊ぶ。
- 文化、芸術、スポーツにふれ親しむ。
など

身近なおとなどの

受容的な関係をつくる権利

- 自分の思いや願いを自由に表明できる。
- 思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に伝えてもらう。 など

社会に参加する権利

- 社会に参加し、意見が活かされる機会が与えられる。
- 参加にあたって、適切な支援が受けられる。





【おとなの責務】

- **市**: 子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。
- **保護者**: 子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。
- **学び・育ちの施設の関係者**: 自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。
- **事業者**: 雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めなければなりません。
- **市民**: 子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。



おとなは子どもの権利を保障するために
連携・協力します

子どもの権利が守られる場所

家庭	学び・育ちの施設 (学校や園など)	地域 (町内会など)
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保護者は、子どもの生活環境を確保し、子どもの立場に立って、思いや願いを受け止める。 ✓ 保護者は、子どもの権利を守り、子どもが適切に権利を行使するため、子どもの年齢及び成熟の度合いに応じた支援に努める。 ✓ 保護者は、虐待や体罰を行ってはならない。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設関係者は、子どもが遊び又は学ぶための環境整備に努める。 ✓ 施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、救済及び回復に努める。 <p style="text-align: right;">など</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市及び市民は、子どもがすこやかに心豊かに過ごし成長発達できるような地域づくりに努める。 ✓ 市及び市民は、地域の自然の保全に努める。 <p style="text-align: right;">など</p> 

【条例制定までの経緯】

平成 26 年 1 月	新潟市少子高齢化対策議員連盟と新潟市男女共同参画推進議員連盟（以下「両議員連盟」）による合同視察で、子どもの人権擁護機関として先進的な取り組みを行う東京都世田谷区の「せたホッと」を訪問。 本市議会としても子どもを権利の主体として位置づけ、子どもの幸福を最優先する社会を目指すには何が必要なのかを深掘りすることを目的に、政令指定都市の中で先進的に条例を制定し、子ども施策の推進を図っている名古屋市、川崎市、相模原市などの事例の調査・研究を開始。
平成 29 年 9 月～ 令和 3 年 3 月	両議員連盟による「子ども条例ワーキンググループ（WG）」が発足。 その後、子どもの人権問題に取り組む各種団体をはじめ、教育関係者や弁護士会、本市こども未来部とも積極的な意見交換を積み重ねながら、「(仮称)新潟市子ども条例（WG案）」を作成。
令和 3 年 3 月 23 日	両議員連盟で、議長に対し本市議会における条例検討会の設置を正式に要請し、各党派と会派に属さない議員の計 11 名で構成する「新潟市子ども条例検討会」が設置される。
令和 3 年 7 月	条例検討会で議論を重ね、WG案の一部に修正を加えた「新潟市子ども条例素案」を作成。
令和 3 年 8 月	「新潟市子ども・子育て会議」で条例素案の概要を説明し、意見交換
令和 3 年 9 月	本市の子どもたちの現状を把握するため、特別支援学校を含む市立の小・中・高等学校校長会において、条例素案の概要を説明し、小・中・高等学校の最高学年の児童・生徒を対象にアンケート調査を実施。（回答数 8、193 人）
令和 3 年 10 月	条例検討会で「新潟市子ども条例素案（修正案）」を取りまとめ。 （令和 3 年 3 月～10 月 条例検討会を 11 回開催）
令和 3 年 10 月 11 日～ 11 月 9 日（30 日間）	条例素案（修正案）に対するパブリックコメントを実施。 （提出人数 12 人、提出件数 46 件）
令和 3 年 11 月	「新潟市要保護児童地域対策協議会」で条例素案（修正案）の概要を説明し、意見交換
令和 3 年 11 月 29 日	条例検討会において、最終案としてパブリックコメント等の意見を反映させた「新潟市子ども条例（案）」を取りまとめ。
令和 3 年 12 月 2 日	令和 3 年 12 月定例会で、議員提案第 30 号「新潟市子ども条例の制定について」を上程
令和 3 年 12 月 15 日	市民厚生常任委員会で審査
令和 3 年 12 月 22 日	「新潟市子ども条例（案）」全会派一致で可決、制定
令和 3 年 12 月 27 日	「新潟市子ども条例」公布
令和 4 年 4 月 1 日	「新潟市子ども条例」施行

(2) 子どもの権利に関する状況

① 子どもの権利条約について

「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」という。)は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満の児童(子ども)を、権利の主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認め、成長の過程で特別の保護や配慮が必要な子どもならではの権利を定めています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しています。

子どもの権利条約では主に次のような子どもの権利が定められています

【子どもたちの権利】(抜粋)

□ 生きる権利

- 住む場所や食べ物があり医療が受けられる
- 命が守られる



□ 育つ権利

- 勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる



□ 守られる権利

- 紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる



□ 参加する権利

- 自由に意見を現わしたり、団体を作ったりすることができる



② 国の動向

子どもの権利条約に批准後、我が国において、子どもに関する諸課題に対応するため、様々な法改正が行われました。

これらの法改正の動きのなかでも、子どもの権利条約の趣旨を踏まえ、子どもの子どもを一人の人間として捉え、子どもの権利を重視するとともに、子どもの最善の利益を考慮する方向性が示されました。

2022 年年 6 月には、「こども基本法」及び「こども家庭庁設置法」が可決・成立するとともに、児童福祉法の改正においても、子どもの権利が明確にされている状況です。

制定・改正年	法律名	概要
1994 年	子どもの権利条約 批准	(作成中)
2009 年	子ども・若者育成支援推進法 制定	
2013 年	いじめ防止対策推進法 制定 子どもの貧困対策推進法 制定	
2016 年	児童福祉法 改正	
2017 年	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 制定	
2019 年	児童福祉法 改正 児童虐待の防止等に関する法律 改正	
2022 年	こども基本法 制定 こども家庭庁設置法 制定 児童福祉法 改正	

こども基本法（令和4年法律第77号）概要

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、**
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法**の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること**
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する**との認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱の策定**
(※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対する**こども等の意見の反映**
- 支援の**総合的・一体的提供の体制整備**
- 関係者相互の**有機的な連携の確保**
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- **施策の充実及び財政上の措置等**

こども政策推進会議

- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案**を作成
 - ② こども施策の**重要事項の審議・こども施策の実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整** 等
- 会議は、会長（内閣総理大臣）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣・内閣総理大臣が指定する大臣**）をもって組織

附則

- 施行期日** 令和5年4月1日
- 検討** 国は、この法律の施行後5年を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり**実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策**について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

(3) 計画策定の基本事項

① 計画策定の根拠

本計画は、新潟市の各部局が連携して、子どもの権利保障の観点を踏まえ、子どもに関する施策を推進していくことを規定した、新潟市子ども条例第18条に基づき策定されるものです。

子どもに関する施策は、児童福祉や学校教育の範囲にとどまるものではなく、文化・芸術、スポーツ振興、雇用・就労、保健や健康への取組、生涯学習、都市交通、環境など、様々な部署が関わっていかねばならない施策であり、市として全庁的な取組が必要です。

新潟市子ども条例(抜粋)

(施策の推進)

第18条 市は、子どもの権利の保障を推進するため、子どもに関わる施策の充実を図ります。

2 市は、前項の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

3 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、市民及び次条に定める新潟市子どもの権利推進委員会の意見を聴くものとします。

② 計画の位置づけ

本計画は、「新潟市総合計画」(2023—2030年)を最上位計画に位置付けながら、子ども子育て支援施策に関する分野別計画である「新すこやか未来アクションプラン(新潟市子ども・子育て支援事業計画)」(2020—2024年)との連携・整合を図りながら、子どもの権利保障の観点から施策を推進するための分野別計画として策定します。

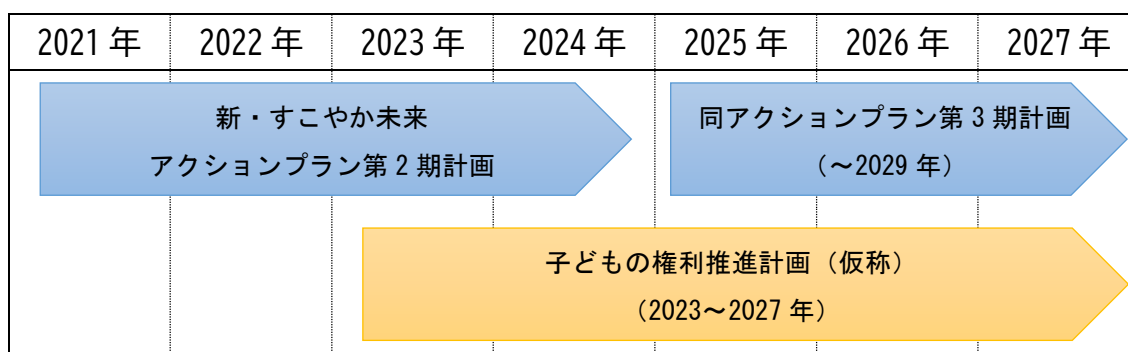
また、本市の福祉・健康・教育分野をはじめとしたさまざまな関連計画とも連携・整合を図ることとします。

(作成中)
計画の位置づけイメージ図

③ 計画期間

本計画の計画期間は、2023年から2027年までの5年間とします。

計画期間中に、社会情勢の変化や計画内容との大きく乖離する事象などが生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとします。

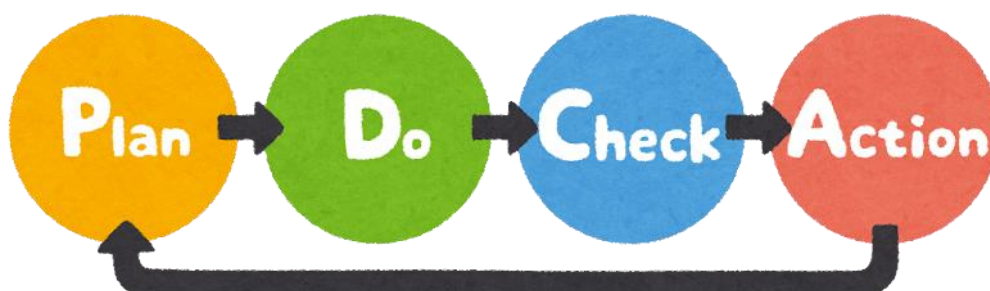


④ 計画の進行管理

本計画の取組状況については、毎年「新潟市子どもの権利推進委員会」に報告し、必要な見直しを行いながら、PDCAサイクル(※)により施策の改善・充実を図ることとします。

また、本計画に基づく子どもの権利保障に関する取組状況については、すこやか未来アクションプラン(新潟市子ども・子育て支援事業計画)の進行管理等を所掌する「子ども・子育て会議」にも情報を共有し、総合的な子ども・子育て施策の推進の一助とします。

このほか、各施策の取組状況を適切に把握するため、可能な限り客観的な数値で目標値等を定め、進行管理を行うよう努めます。



※PDCA サイクル…Plan (計画)、Do (実行)、Check (測定・評価)、Action (対策・改善) の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念

(4) 計画策定の手法

本計画は、有識者からなる「新潟市子どもの権利推進委員会」(P●参照)への諮問を行い、主要論点について議論を重ね答申を得、パブリックコメントを経て策定しました。

また、子どもの社会参加・意見表明の取組として、市内の一部中学校の生徒会からの協力を得て、子どもの権利に係るいくつかのテーマについて校内で議論し、各校の意見をまとめ、オンラインによる意見交換会を実施しました。この中で出た意見やアイデアについても計画に盛り込み、策定作業を進めました。

【新潟市子どもの権利推進委員会における審議経過】

開催日程	議事
令和4年7月28日(第1回)	(1) 委員の委嘱及び会長の選出等について (2) 子どもの権利推進委員会の位置づけ及び進め方について (3) 子ども条例の周知・啓発状況等について (4) 国の動きについて (5) 子どもの権利推進計画(仮称)について(諮問)
10月28日(第2回)	(1) 子ども条例に係る周知・啓発の取組について (2) 子どもの意見表明の取組について (3) 子ども向けアンケートの結果概要について (4) 子どもの権利推進計画(仮称)素案について
11月29日(第3回)	(1) 子どもの権利推進月間の取組状況について(報告) (2) 子どもの権利推進計画(仮称)(素案)について(答申)
令和4年●月●日から 令和5年●月●日まで(30日間)	パブリックコメントにおける市民意見の募集
令和5年●月●日(第4回)	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 子どもの権利推進計画(案)について (3) 令和5年度の子どもの権利推進に係る取組について

【子どもの意見表明の取組】

《概要》

- 実施期間 令和4年8月25日～9月28日（意見交換会：9月27日・28日）
- 対象校 葛塚中学校、山の下中学校、烏屋野中学校、関屋中学校、
亀田中学校、新津第一中学校、白根第一中学校、小針中学校
巻東中学校（各区から1校（中央区のみ2校）選定）
- 実施方向
 - ① 対象校の生徒会役員にて、子どもの権利に関する複数のテーマについて校内で議論
 - ② 生徒会委員で出された意見を、学校全体の意見としてまとめる。
 - ③ 対象校を東西2グループに分け、9月27、28日それぞれの日程で、参加校をオンラインで結び、各校で検討した意見について発表、意見交換を実施。

テーマ	主な意見
(1) 新潟市はなぜ子ども条例を制定したと思うか	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利が尊重されていなかったり、尊重されていないと感じたりする人が多かったから。（子どもの立場や存在が薄くなっている 貧困により十分な教育が受けられないから） ● 子どもの権利を尊重する社会を創り、子どもが平等に豊かな子ども期を過ごせるようにするため。（子どもの人権を多くの人が理解し、子どもが豊かに過ごせる環境をつくるため） ● 連日のように、ニュースなどで、児童虐待についての報道があり、子どもの権利が侵害されている人が多いから。（新潟市でも虐待やいじめ、差別などの問題がよく取り上げられているから）
(2) 子ども条例が4月から施行されたことで変わらなければならないことはあるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 大人も子どもも、どちらも平等に権利を守っていくこと。 ● 子どもの権利について、もっと多くの人が真剣に考えるようになり、子どもの権利が守られるべきである。 ● 今回の子ども条例の制定を含め、より多くの子どもがいろいろな決め事に参加できること、物事の企画や決定に、子どもの意見が尊重され取り入れられるとよいと思う。また、子どもに関するルール（校則）などについても、子どもの意見が入るとよいと思う。

テーマ	主な意見
(3) 子ども条例の5つの権利を踏まえ、「子どもにとって大切な権利」をどのように考えるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 子供条例を誰もが知り、子どもがもつ夢を支えてもらえるなど、育つ中で必要な素晴らしい権利があり、その全てが尊重され守られるべきである。 ● 全ての子どもにおいて、子ども条例の5つの権利が侵害されないように、市民全体に意識付けされ、理解が広まってほしい。 ● 子ども条例の5つの権利が守られるようになれば、個性が活かされ、男女差別などもなくなり、自由に自分のペースで生きていけるようになる。
(4) 他者が持つ子どもの権利も尊重しなければならぬなか、中学生として学校、家庭、地域生活でどのように考えるか	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人一人の違いを理解し、他の人の意見も尊重していく。 ● 授業等のグループワークで積極的に意見を発言し参加することで、大人との会議でもしっかりと意見が言えるようにしていきたい。 ● 自分の意見をしっかりもち、友達や家族と話し合い、権利を意識することが大切である。 ● 大人の主張と子どもの主張が衝突するように、子ども同士でも衝突や対立があるから、相手に対して尊重の気持ちをより一層高めなければならない。 ● 5つの権利が自分自身だけではなく他者も尊重されなければならない。家庭では、話合いの機会を増やし、子どもの意見にも耳を傾けてもらうこと。学校では、自分の意見を自由に言える環境を作っていくこと。地域では、積極的に行事などに参加して交流を増やし、子どもの意見も取入れた活動を増やしてもらうことなど、子ども自身が自分の考えを持ち、意見を発言（発信）し、積極的に活動に参加していくことが重要だと考える。 ● お互いに権利があることを認め合いながら、相手の気持ちになって考え生活していきたい。

テーマ	主な意見
(5) 子ども条例のパ ンフレットを読 んで、子どもの権 利について考え たこと、感じたこ と	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども条例の権利や自由を守る制度ができているから、より多くの人たちが子ども条例に関心を持ち理解していくことが大切だと思う。 ● 子ども条例について、知らなかった人が多いと思う。市民全員に条例を広めていくことが必要であると感じた。 ● 子どもだけでなく、大人にも係わることなので市民全員に知ってもらいたい。 ● 子どもに多くの権利があるが、その権利が尊重されていない人が今までいたので、権利が尊重されれば、のびのびと生きていける子どもが増える。 ● 子ども限定というより、大人に当てはまる内容も多いので、大人にも知れ渡るように広めていってほしい。
(6) 自分がおとなに なったとき、おと なとしてどのよ うに子どもに接 していきたいか	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもがのびのびと生活できるように、子どもをよく理解し、いろいろな意見を聴き受け止められるような大人になりたい。 ● 子どもへの後押しや支えとなるような教育、接し方をしていきたい。 ● 子どもの意見を尊重し、子どもがやりたいことができるように接していきたい。大人の考えを押し付けてしまって、子どもの可能性を邪魔したくない。 ● 子どもに権利があることを理解し、尊重できる大人になりたい。(子どもの意見を聴いて受け入れる態度、わかりやすく話す態度、やさしく接する態度、同じ人間として大切に する態度など) ● 子どもが安心して育つことができる環境を創れる大人。 ● 子どもの意見を尊重することや、子どもが過ごしやすい環境をつくることのできる大人として子どもと接していきたい。

テーマ	主な意見
<p>(7) 子どもの権利を守る ことができる 新潟市となる ために、 何が必要だ と思うか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 困っている子どもや家庭への支援を手厚く行う。 ● 権利が守られずに困っている人、悩んでいる人に支援の場があることを知らせて、誰もがすぐに相談できるようにする。 ● 多くの人がこの子ども条例を知り、大切さを理解する。 ● 子どもの権利条例の重要性を呼びかけ、理解を広め、意識して生活し、実感してもらうこと。 ● 大人が子どもの権利を理解し子どもと接していく。そうすることで子どもはその権利を理解し、尊重する心を受け継いでいく。 ● 大人も子どもも一人一人が子ども条例を理解し、子どもの権利を大切にすると考える。 ● 地域と各家庭が連携し、子どもを見守り育てる。 ● 子どもの権利を守るための金銭的な援助があった方が保証できるのではないか。(子どもをもつことのハードルが高くなっている気がする。子育て支援に資金的な援助が必要)
<p>(8) 新潟市子ども条例を小中学生に広く知ってもらうための方策（アイデア）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● テレビや YouTube など CM（広告）、チラシ、新聞広告掲載、コンビニでの放送 ● SNS の活用（インスタグラム、TikTok 動画、マンガやアニメなど親しみやすいもので PR） ● 子ども条例のポスター、イラスト大会を中学生が企画し、作成過程で条例の内容をよく知ってもらう ● 子ども条例に関するイベントを実施（クイズ形式で子ども条例を知ってもらう） ● 子ども条例の日や新潟市が〇〇ウィークのような大々的な政策（イベント）を行う ● 小・中・高校での子ども条例についての活動や講演会を生徒会で企画する ● 道徳の授業で「子ども条例」について考える（1年に1回振り返りの時間を設ける） ● 生徒会活動で子ども条例について理解を深める活動を行っていく ● 今回のような意見発表・意見交換を市内全体で行う ● 新潟市の大人と子どもがともに考えていける場をつくる ● 市長が子ども条例について語る

【事前説明会～意見交換会の様子】



事前説明を受ける生徒（亀田中学校）



事前説明を受ける生徒（巻東中学校）



意見交換会への対応（山の下中学校）



意見交換会西地区司会（鳥屋野中学校）



意見交換会東地区司会（葛塚中学校）



終了後取材を受ける生徒（葛塚中学校）

2 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 子どもに対する意識調査

① 子どもへのアンケート調査結果

子ども条例の施行を経て、子どもの権利に関する意識や考え方などを把握し、今後の施策に活かすため、市内の一部の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の協力を得て、アンケート調査を実施しました。

《概要》

- 実施期間 令和4年9月9日～10月14日（アンケート実施時期は各校の任意）
- 対象校

区	小学校	中学校	高校
北区	葛塚小学校	葛塚中学校	万代高校
東区	東山の下小学校	山の下中学校	明鏡高校
中央区	万代長嶺小学校	鳥屋野中学校 関屋中学校	高志中等教育学校
江南区	亀田小学校	亀田中学校	
秋葉区	新津第一小学校	新津第一中学校	
南区	大通小学校	白根第一中学校	
西区	新通小学校	小針中学校	
西蒲区	巻北小学校	巻東中学校	

- 対象者
 - 小学生：5～6年生全生徒
 - 中学生：1～2年生全生徒
 - 高校：1～2年生全生徒（中等教育学校：4～5年生）
- 実施方法
児童・生徒のタブレット端末より、アンケートフォームにアクセスし回答。
- 総回答件数：3,593件

(作成中)

資料 3-2 子ども向けアンケート調査結果を掲載

② 大人への意識調査

(今後作成)

11月の子どもの権利月間で実施するイベントでのアンケートやWEBを活用したアンケート調査の結果を掲載

(2) 子どもの権利が守られていない状況

- ① 子どもに関する相談対応
- ② 児童虐待
- ③ 子どもの貧困
- ④ ヤングケアラー
- ⑤ いじめ

(今後作成)

いずれも重要な子どもの権利侵害である事象について、具体的なデータを交え概要を掲載するとともに、現状における新潟市の取組状況について記載予定

(3) 現状と課題

(今後作成)

アンケート調査結果や子どもからの意見、現状と課題などを踏まえ、子どもの権利を守るための取組につなげるためのまとめとして記載予定

3 子どもの権利を守るために

(1) 基本理念及び考え方

新潟市子ども条例の目的に明記された「**全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現**」を目指し、前文に記載された基本的な子ども観や子どもの権利に対する考え方、条例制定の意義を踏まえ、子どもの権利を守るための各種施策を推進していくこととします。

子どもが、一人の人間として、今をすこやかで豊かに生き、未来を担う仲間として成長することは大切なことです。私たちは、子ども一人ひとりの存在をこの上なく誇りに思うと同時に、子どもが本市においてすこやかで豊かな子ども期を過ごせるよう支援することが重大な責務と考えます。

子どもは、一人ひとりが異なった環境で育ち、一人ひとりが異なった可能性を持っています。そして、子どもの誰もが、かけがえのない人格と人権を持った一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を有しています。

これらの権利を実現するためには、子どもと接する身近なおとなが、子どもの思いや願いを受け止め、誠実に顔を向ける関係が不可欠です。このような関係が保障されて初めて、子どもは、一人の人間としての尊厳を享受し、豊かな子ども期を過ごし、自律性や創造性、そして他者に対する寛容と愛を培うことができます。そして、大切にされているとの自己肯定感を抱くことで、親をはじめ身近なおとなへの尊敬と感謝の気持ちが芽生え、さらには、いじめなどにより他者の権利を奪ってはいけないということに、気付くことができることでしょう。この条例が真に子どもの豊かさと成長の力になるために、子どもを含む市民に広く普及し、本市の子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること、子どもと接する身近なおとなの権利が確保されること、子どももおとなも全ての人々が相互に権利を尊重し合うこと、そして権利侵害に対して適切な救済が図られることが必要です。

子どもは、この地球上に生きる一人の人間として、国内外を問わず、人々との相互理解と交流を深め、北東アジアをはじめとする世界の平和と共生を目指す本市において、欠かすことのできない大きな役割を担っています。そして、その役割を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことで、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

一方、子どもと接する身近なおとなは、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情を持って接することが必要です。

私たちは、子どもが、新潟の四季折々の豊かな自然と人のぬくもりの中でかけがえのない子ども期を過ごし、新潟市民としての誇りを持ち、ふるさとの伝統文化と産業を継承発展させてくれることを願い、ここに、国際連合総会で採択された児童の権利に関する条約の理念に則って、この条例を制定します。(新潟市子ども条例 前文)

(2) 施策体系・取組の方向性

(今後作成)

資料4-2 論点整理及び委員会での議論、
関係課との調整を踏まえ記載

(3) 施策の進行管理

(今後作成)

取組の方向性を踏まえ、関連する施策を掲載予定
施策の取組状況を把握するための指標等を設定予定

4 資料

(1) 関連事業一覧

(2) 新潟市子ども条例

(3) 子どもの権利推進委員会開催状況

(4) 用語集

(今後作成)